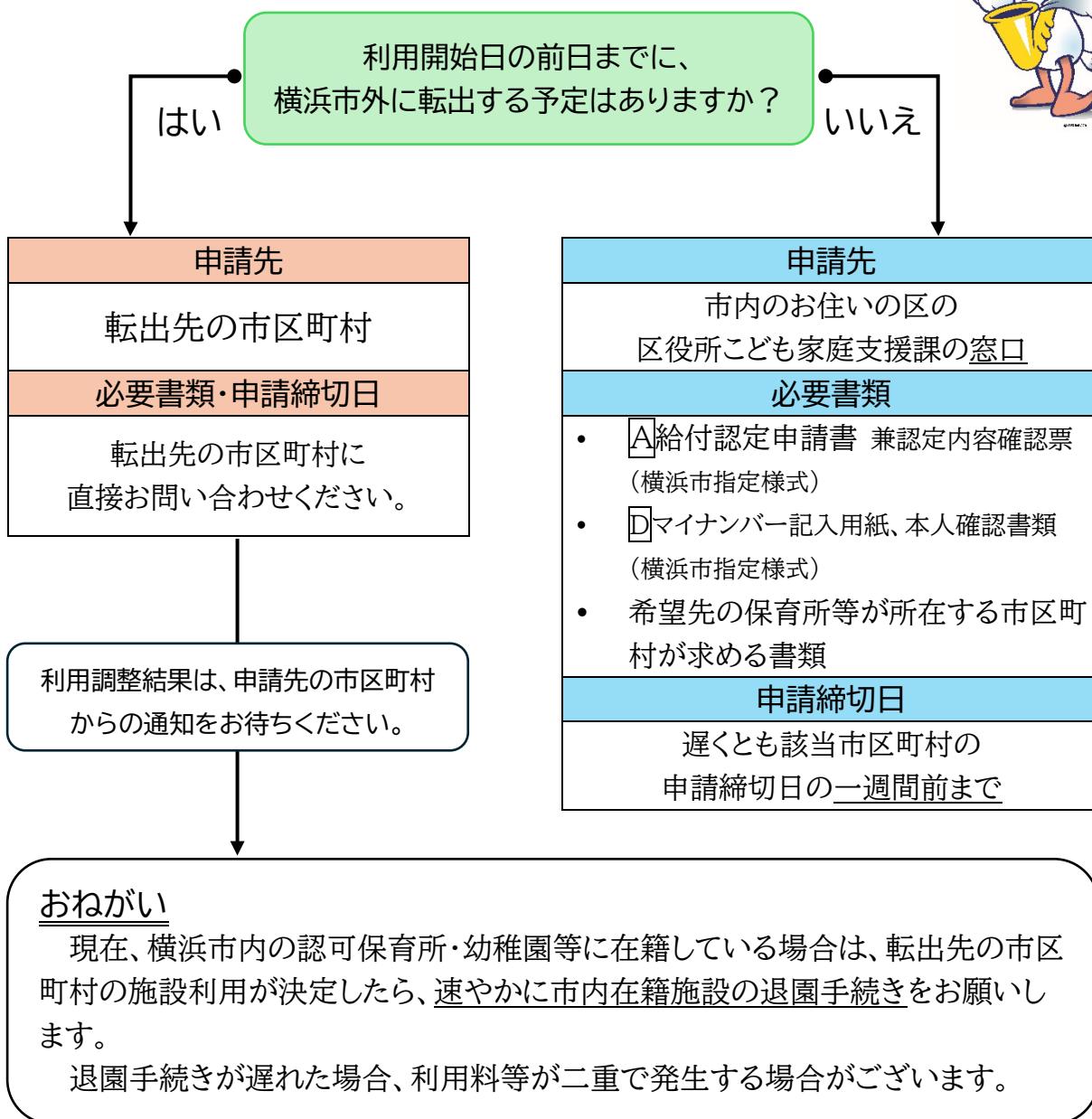


## 現在横浜市にお住まいで横浜市外の保育所等への申請を希望される方へ

現在、横浜市に住民票がある方が、令和8年度に横浜市外の保育所等への申請を希望する場合、転出予定の有無により申請先が異なります。



### \*市外の保育所等申請にあたっての注意事項\*

- 市区町村によって、必要書類や申請締切日等は大きく異なります。市外の保育所等申請をお考えの場合は、早めに該当の市区町村にお問い合わせください。
- 転出先の市区町村に転入することが分かる書類が準備できない等により、転出先の自治体へ直接申請ができない場合は、横浜市を通しての申請となります。
- 4月申請において、横浜市外へ転出する予定がある場合で、市内の保育所等の利用を希望する場合は二次利用調整からの対象です。